



全国実業団ボウリング連盟規約（2025.03.01）

全国実業団ボウリング連盟 競技規定（2025.05.01）

全国実業団ボウリング連盟 競技委員規定（2009.10.24）

全国実業団ボウリング連盟

全国実業団ボウリング連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この組織は、全国実業団ボウリング連盟【ALL JAPAN BUSINESSMAN 'S BOWLING FEDERATION (略称「ABBF」) 以下「連盟」という。】といふ。

(事務局)

第 2 条 この連盟の事務局を東京都に置く。

(構成)

第 3 条 この連盟は、全国各都市単位で登録された法人・団体（以下団体といふ）をもって組織する。ただし、都市単位の実情に応じ、理事会の承認を得て、分割することができる。全国都市単位の各支部間の親睦を深めるために、都道府県連合及びブロック協議会を組織することができる。

第2章 目的と事業

(目的)

第 4 条 この連盟は、ボウリング競技を健全に普及発展させると共に、企業間の交流を深め「明るく楽しいボウリング」を通じ、心身の向上に努めることを目的とする。

(事業)

第 5 条 この連盟は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 主催競技会の計画立案と実施に対する活動
- (2) 連盟及び都道府県連合及び支部又はブロック協議会が主催又は主管する競技会の公認と褒賞
- (3) 連盟の諸規定の制定、改廃に関する事項
- (4) ボウリング関係諸団体との交流親善
- (5) 連盟及びボウリングに関する広報活動
- (6) 各種ボウリングに関する情報提供
- (7) その他目的達成に必要な事業

第3章 加盟と資格喪失

(加盟手続)

第 6 条 この連盟に加盟する団体は、法人名、所在地、加盟希望人数、責任者の氏名等の必要事項を所定の用紙に記載し、連盟費（年会費）を添えて所属支部に申し込むこと。新規支部設立の場合は連盟事務局に申請すること。

(資格取得)

第 7 条 前条の手続を経て、申込まれた団体は、支部理事会の承認を得て加盟することができる。

(加盟団体のOB等含む)

(脱会)

第 8 条 この連盟を脱会するときは、脱会届を所属支部に提出する。

(資格の喪失)

第 9 条 団体は、この連盟を脱会したときは、その資格を失う。

第4章 団体の権利・義務

(選挙権と被選挙権)

第10条 団体（以下、この章において団体に所属する会員個人を含む。）は、この規約の定めにより、選挙権及び被選挙権を持つ。

(発言及び閲覧等の権利)

第11条 団体は、連盟の活動に参加し、諸会議に出席して発言することができるとともに、会計その他の帳簿の閲覧及び理事会に説明を要求することができる。

(利益を受ける権利)

第12条 団体は、加盟諸施設などの利用ができる。

(役員解任請求の権利)

第13条 団体は、役員の罷免及び機関に対する不信任を発議できる。

(懲罰に対する弁訴)

第14条 団体には、懲罰処分に対して、充分な弁訴の機会を与える。

(規約等を守る義務)

第15条 団体は、この規約を守り、連盟の決定に違反してはならない。

(連盟活動に対する協力)

第16条 団体は、連盟の諸活動に進んで協力し、連盟の健全な発展に努めなければならない。

(会費等納入の義務)

第17条 団体は、定められた年会費及び臨時賦課金を納めなければならない。

(役員就任の義務)

第18条 団体は、役員その他連盟の決定により選ばれたときは正当な理由なく就任を拒んではならない。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第19条 この連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 3名以内
- (3) 常任理事 10名以内
- (4) 理事 30名以内
- (5) 監事 3名以内
- (6) 事務局長 1名
- (7) 事務局次長 2名

(理事の選出方法)

第20条 理事は、各ブロックから推薦され、総会において、その選出すべき人数を定め代議員によって選出される。

(理事の職務)

第21条 理事は、理事会に出席し、連盟業務の執行にあたるとともに、会議で必要事項を審議決定する。

2、会議の決定事項等は速やかに担当ブロックの支部に報告する。

3、支部からの意見要望等は理事会に報告する。

(理事長の選出方法及び職務)

第22条 理事長は、理事の互選により選出し、この連盟を代表するとともに理事会を代表し、業務の執行、財産の管理、その他連盟に関する一切の責任を負う。

(副理事長の選出方法及び職務)

第23条 副理事長は、理事の互選により選出し、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠員となったときは、その職務を代行する。

(常任理事の選出方法及び職務)

第24条 常任理事は、理事の互選により選出し、常任理事会に出席し、業務の執行にあたるとともに重要事項を審議決定する。

(監事の選出方法)

第25条 監事は、総会において代議員によって選出される。

(監事の職務)

第26条 監事は、連盟の会計を監査するとともに、必要と認めたときは、いつでもその結果を公表できる。又、総会の決議事項実施の監視を行う。

(事務局長及び事務局次長の選出方法とその職務)

第27条 事務局長は理事の中から、事務局次長は理事又は会員の中から理事会にて選出し、理事長が委嘱する。その職務については、第6章に定める。

(役員の任期)

第28条 役員の任期は、1月1日より翌年の12月31日までの2年間とする。

ただし、再選を妨げない。任期終了後であっても、次の役員が選出されるまでは、その責に任ずる。任期の途中で就任した役員の任期は、旧役員の残任期間とする。

2、理事長・副理事長・事務局長が退任した場合は次年度以降の理事候補の資格を失う。

ただし、ブロック等で理事の継続が必要とされた場合はその限りでない。

(役員の辞任)

第29条 役員は、その任期中に辞任する場合は次による。

(1) 会員登録を抹消、若しくは登録をしなかったとき。

(2) 辞任の理由を示し、辞任届を理事長に提出し、その承認を受けたとき。

但し、理事長は、次の総会に報告しなければならない。

(役員の補充) (会長及び顧問)

第30条 役員等の補充には次による。

- (1) 前条により、役員に欠員を生じたときは、必要に応じて常任理事会の議を経て、補充する。ただし、常任理事会は、その処置について次の総会に報告する。
- (2) 会長及び顧問は必要に応じて理事長が委嘱する。ただし、会長及び顧問は連盟役員に含まない。

第6章 事務局

(事務局)

第31条 事務局は、事業の円滑な運営を図る。

(事務局長及び事務局次長の職務)

第32条 事務局長は、理事長の指示により連盟事務の執行を統括する。また、常任理事会、理事会に出席する。

2、事務局次長は、事務局長の指示により必要業務に従事する。

(事務局員の委嘱及び職務)

第33条 事務局員は、事務局長の意向を勘案して、理事長が委嘱する。

2、事務局員は、事務局長の指示により連盟運営に関する業務に従事する。

(事務局の業務)

第34条 事務局は、次のことを行う。

- (1) 連盟の主催、主管する競技会の開催に関する業務
- (2) 諸会議の準備、連絡等の業務及び議事録の作成等に関する業務
- (3) 会議における成立要件の確認とその報告
- (4) 庶務（支部会員に対する連絡、記録の集計、保管）
- (5) 会計
- (6) 会員名簿の整理、公認証の発行、褒賞の受付
- (7) ボウリング他団体との連絡事務
- (8) 連盟規約の改廃の検討に関する業務
- (9) その他、前各号に準ずる必要な業務

第7章 機関

(機関)

第35条 この連盟に、次の機関を設ける。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 専門委員会
- (5) 三役会

(総会)

第36条 総会は、連盟の最高決議機関であり、定時総会と臨時総会がある。

(定時総会)

第37条 定時総会は、毎年1回、3月に開催する。

2、開催内容については、第44条の全般のうち必要事項について審議する。

3、定時総会は書面決議及びオンラインで行うことができる。

(臨時総会)

第38条 理事長は、次の各号に該当する時は、臨時総会を招集しなければならない。

(1) 定時総会において、臨時総会の開催を必要と認めたとき。

(2) 常任理事会が必要と認めたとき。

(3) 3分の1以上の支部から要求があったとき。

(4) 本規約第61条または第62条の提議があったとき。

ただし、3項、4項については、総会開催日の1ヶ月前に各支部に公示しなければならない。

(5) 臨時総会は書面決議及びオンラインで行うことができる。

(総会の招集)

第39条 総会は、理事長が招集し、総会に付議する議案は、総会開催日の20日前に支部に公示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(代議員)

第40条 代議員は、総会の都度各支部より1名選出する。

(総会の構成及び成立)

第41条 総会は、代議員及び理事で構成し、その成立は、委任状により出席を含め、代議員総数の3分の2以上の出席を必要とする。役員は、代議員となることができない。

(総会の議長)

第42条 総会の議長は理事長とし、不在の場合は副理事長が代行する。

議長は、総会を代表とともに総会の議事運営に関し一切の責任を負う。

(定時総会・臨時総会の決議)

第43条 総会の決議は、代議員によって行い、別に定めるほか、その出席代議員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

2、書面決議は書面の過半数によりこれを決し、可否同数のとき議長がこれを決する。

① 反対の場合は必ず理由を記載する。

② 代議員からの書面決議書の未提出または白票は意義が無いものとし、賛成とみなす。

(総会付議事項)

第44条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 事業報告の承認

(2) 決算の承認（3月）

- (3) 事業方針の審議（活動方針と事業計画の審議）
- (4) 予算の審議
- (5) 役員の選任（改選前年度の10月に臨時総会を開催し各ブロックで推薦された候補者から承認を得る。）
- (6) 規約の決定と改定
- (7) 機関に対する不信任の審議決定
- (8) その他、前各号に準じ、総会の審議が必要であると認めた事項
(常任理事会)

第45条 常任理事会は、連盟の執行機関として、又は理事会の招集が緊急等の理由で困難なときは理事長が隨時召集し、理事会に代わり審議をして決定する。

(理事会)

第46条 理事会は、連盟の執行機関であり、総会の決定事項に基づき、諸般の業務の執行にあたる。

(理事会の開催)

第47条 理事会は、理事長が招集し、原則として年3回開催する。（3月、7月、10月）

(理事会の議長)

第48条 理事会の議長は、理事長がつとめる。

(理事会の構成及び成立)

第49条 理事会は、監事を除く役員で構成しその成立は構成員の三分の二以上の出席を必要とする。

(理事会の決議)

第50条 理事会は、出席構成員の過半数によりこれを決する。

ただし、特に定めのある条項についてはこの限りでない。

(理事会付議事項)

第51条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を総会に報告し、承認を得るものとする。

- (1) 総会の議案に関する事項
- (2) 総会の決議に関する事項
- (3) 連盟の運営に関する事項
- (4) 事務局の運営に関する事項
- (5) 競技会の実施に関する事項
- (6) その他、前各号準じて、理事長が必要と認めた事項

(三役会・専門委員会)

第52条 三役会・専門委員会は理事長の諮問機関とし、三役会は理事長、委員会は委員長の招集により開催し、審議事項を理事会に報告する。

専門委員長は理事の内より理事長が委嘱する。

委員は理事または会員より委員長が委嘱し、理事長の承認を得るものとする。

連盟の事業遂行のために必要があるときは、理事会の議決に基づき、次に規定する専門委員会以外の専門委員会を一時的に設置することができる。

(1) 三役会

- ア. 三役会の構成は、理事長、副理事長、事務局長
- イ. 三役会は、専門的な立場から特別の事項を調査・審議する合議制に関するこ
- ウ. 三役会は、連盟の規約・組織・運営・活動・企画等の問題課題の改善策を立案し、理事会で諮る

(2) 組織委員会

- ア. 支部及び都道府県連合の活動の指導に関するこ
- イ. 連盟の組織拡大に関するこ
- ウ. その他、理事長の諮問を受けた事項に関するこ

(3) 事業委員会

- ア. 連盟競技会の企画立案及び運営に関するこ
- イ. 競技会を主管する支部に対する指導に関するこ
- ウ. その他、理事長の諮問を受けた事項に関するこ

(4) 競技委員会

- ア. 連盟主催大会の競技を監督するこ
- イ. 競技委員制度の実施に伴う競技委員の指導養成に関するこ
- ウ. ボール検査員名簿の整理保管に関するこ
- エ. 競技会規定及び競技委員規定の改廃の検討に関するこ
- オ. その他、理事長の諮問を受けた事項に関するこ

(5) 記録委員会

- ア. 連盟、都道府県連合、支部競技会の公認に関するこ
- イ. 公認競技会の記録管理に関するこ
- ウ. その他理事長の諮問を受けた事項に関するこ

(6) 広報委員会

- ア. A B B F ニュースの作成と発送に関するこ。
- イ. 関係機関への連盟主催大会の結果並びに活動状況の通知に関するこ
- ウ. その他、理事長の諮問を受けた事項に関するこ

(7) I T 委員会

- ア. 連盟におけるインターネット等を活用した情報技術の推進に関するこ
- イ. 連盟ホームページの管理に関するこ
- ウ. その他、理事長の諮問を受けた事項に関するこ

第8章 会計

会計の定義)

第53条 この規約で会計とは、連盟に関する収支及び財産の管理をいう。

(経費)

第54条 この連盟の経費は、連盟費（年会費）、臨時賦課金及び寄付金をもってこれに充てる。

寄付金の受領については理事会の承認を必要とする。

(連盟費の決定)

第55条 連盟費及び臨時賦課金の額については、総会で決める。

ただし、緊急等の理由でやむを得ないときは、理事会で議決することができる。緊急決定した場合は、その処置について、次の総会に報告し承認を得るものとする。

(事業収入)

第56条 第54条にかかわらず、連盟主催の競技会、あるいはボウリング用品の斡旋、販売による収益などは、連盟の経費に繰入れる。

(会計年度)

第57条 連盟の会計年度は、年1期とし、毎年1月1日に始まり12月31日で終わる。

(会計決算報告)

第58条 事務局長は、会計年度末に会計報告書を作成し、監事の監査報告書を添え、理事会に提出し総会の承認を得なければならない。

第9章 賞罰・罷免等

(表彰)

第59条 連盟に特に貢献のあった支部、団体又は個人を総会の決議により表彰することができる。

(懲罰)

第60条 連盟は、次のいずれかに該当した支部、団体又は個人を理事会の決議により懲罰に付することができる。

- (1) 連盟の規約または決議に対して故意に違反したとき。
- (2) 連盟の統制を著しく乱すような行為があったとき。
- (3) 連盟の名誉を失墜させたとき。
- (4) 数回にわたって業務を怠ったとき。
- (5) 連盟及び会員に対し誹謗中傷的な発言や文章で不行跡と判断したとき。

この条の決議は、監事を除く役員総数3分の2以上の賛成を必要とする。

(懲罰の種類)

第61条 懲罰とは、下記の処分とする。

1. 戒告（厳重注意）
2. 講責（厳重注意に始末書を提出させる）
3. 大会等の出席停止
4. 除名勧告
5. 除名

(機関の不信任)

第62条 3分の1以上の支部の賛成を得て、理事会不信任の提議があったときは、総会において審議決定する。

(役員の不信任)

第63条 3分の1以上の支部の賛成を得て、役員罷免の提議があったときは総会において審議決定する。

第10章 競技

(競技規定)

第64条 競技の規定に関しては別に定める。

第11章 競技委員

(競技委員規定)

第65条 競技委員の規定に関しては別に定める。

第12章 付 則

(改廃)

第66条 この規約は、総会において出席代議員の3分の2以上の賛成で改廃することができる。

(実施期日)

第67条 この規約は昭和49年5月12日より実施する。

昭和56年 3月22日一部改正

昭和62年 3月 8日一部改正

平成 4年 3月22日一部改正

平成10年 3月 7日一部改正

平成11年11月 4日一部改正

平成16年10月10日一部改正

平成18年 3月11日一部改正

平成19年 3月10日一部改正

平成19年10月28日一部改正

平成21年10月24日一部改正

2025年 3月 1日一部改正

全国実業団ボウリング連盟 競技規定

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この規定は、全国実業団ボウリング連盟（以下「連盟」という）規約第64条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 競技会規定

(競技ルール)

第 2 条 競技に関する規定は、この規定に定める事項以外については、日本ボウリング機構ボウリングルール（以下「JBOルール」という）の採用を原則とする。

2 競技会開催において、特に必要があると認められるときは、前項の規定に関わらずに連盟がルールを定めることができる。

(競技会の定義)

第 3 条 競技会は、チーム、個人またはその両方を併合し、あらかじめ計画した要項によって競技を行い、優勝チームまたは優勝者を決定する。

2 連盟主催競技会、または公認の競技会には前日までに登録済み（会員証・ボール検定書の所持）の連盟会員のみが参加することができ、年度におけるチーム及び個人の公認に対して資格を有す。

3 会員以外の参加については、その都度規定する。

(競技会の参加資格)

第 4 条 競技会の参加者は、競技会へ参加するときは会員証並びボール検定書を常に携帯しなければならない。

(競技会の主催・公認)

第 5 条 競技会は、連盟主催のほか加盟支部、各都道府県連合、ブロック連絡協議会で主催することができ、連盟に申請して公認大会とすることができる。

2 競技会（リーグ戦を含む）の公認申請は、競技会が始まる14日前までに連盟に手続きを行わなければならない。

(競技会の通知と募集)

第 6 条 競技会の主催者は、次の事項を規定した大会募集要項を作成し、申し込み締め切り日の30日前までに公示し、公示の後、速やかに加盟支部へ通知することを原則とする。

(1) 競技会の種類と名称

(2) 開催日時及び開催場所

(3) 競技種目、ゲーム数、競技方法及びチーム競技にあってはその競技人数

(4) 競技予定期刻

(5) 参加資格

(6) 競技の実施上特に定める事項

(7) 参加費

(8) 褒賞

(9) 参加申し込み、参加料の納入方法及び締め切りの日時

(10) その他の必要と認められる事項

2 申し込みの締め切りは、大会開催日の30日以内の日時で設定することを原則とする。

(参加費)

第 7 条 参加費は、競技会費（ゲーム料）と大会経費を合算した額で設定し、競技会の諸経費はこ

の参加費で賄うものとする。

(エントリー後の不参加に対する取扱い)

第 8 条 競技会に対する参加申込が受け付けられた選手またはチームが不参加の場合は、締め切り後 1 ヶ月以内は参加費の半額、以降は全額を連盟に納入しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは納入を免除する。

- (1) チーム内の選手に変更があったとき。
- (2) メイクチームの選手変更によりチーム名が変わるとき。
- (3) 個人戦において不参加となった者に同一支部から代替者が出席するとき。
- (4) チーム戦において不参加となったチームに同一支部から代替チームが出場するとき。

(競技順位の決定)

第 9 条 競技における順位は、ハンディキャップを含む得点の総合計又は勝ち抜き戦の勝者をもって決定する。ただし、競技会において特に他の決定方法を採用する場合はこの限りでない。

2 同点の場合における順位の決定は、個人戦並びにチーム戦とも次のとおりとする。

- (1) 最高シリーズと最低シリーズとの差の最も少ないものを上位とする。
- (2) 前項の規定により同点の場合は、各ゲームの最高得点と最低得点との差の最も少ないものを上位とする。
- (3) 前項の規定により同点の場合は、最終シリーズの得点の高いものを上位とする。
- (4) 前項の規定により同点の場合は、最終シリーズの各ゲームの最高得点と最低得点との差の最も少ないものを上位とする。

3 予選スコア持ち込みなしの決勝戦（決勝 0 スタート）での同点の場合における順位の決定は、個人戦並びにチーム戦とも次のとおりとする。

- (1) 決勝各ゲームの最高得点と最低得点との差が最も少ないものを上位とする。
- (2) 前項の規定により同点の場合は、決勝各ゲームの中で 1 ゲームの最高得点が高いものを上位とする。
- (3) 前項の規定により同点の場合は、決勝最終ゲームの得点が高いものを上位とする。
- (4) 前項の規定により同点の場合は、決勝最終ゲームのストライク数の多いものを上位とする。

4 選抜選手権大会準決勝での同点の場合における順位の決定は、次のとおりとする。

- (1) 準決勝各ゲームの最高得点と最低得点との差が最も少ないものを上位とする。
- (2) 前項の規定により同点の場合は、準決勝各ゲームの中で 1 ゲームの最高得点が高いものを上位とする。
- (3) 前項の規定により同点の場合は、準決勝最終ゲームの得点が高いものを上位とする。
- (4) 前項の規定により同点の場合は、準決勝最終ゲームのストライク数の多いものを上位とする。

5 選抜選手権大会決勝ステップラダーでの同点の場合は、ワンショットプレーオフで勝敗を決する。ワンショットプレーオフの投球順およびレーン選択権は、準決勝成績上位者が有する

(ハンディキャップ)

第 10 条 競技会において、次のいずれかに該当するときは、ハンディキャップを与えるものとする。

- (1) チーム戦において、50 歳以上の男子または女子を含んでチームが編成されたとき。
- (2) 50 歳以上の男子または女子が混合する個人戦を行うとき。

2 ハンディキャップの点数については、1 ゲームにつき以下の表のとおり設定し、これを「A B B F 連盟ハンディ」と称する。

年齢 性別	49歳以下	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80~89歳	90歳以上
男子	0点	5点	10点	15点	25点	40点
女子	15点	20点	25点	30点	40点	55点

3 前項の年齢区分は、競技会開催日が属する年の 12 月 31 日までに誕生日を向かえるものに適用する。これを「年度満年齢」と称する。

4 競技会においてハンディキャップを採用するにあたっては、競技会開始前までに明確に定めておかなければならない。

5 競技会におけるハイゲーム及びハイシリーズは、ハンディキャップを含むものとする。

(チーム主将)

第11条 チーム主将はチームを代表し、チーム員の競技会参加、投球順序の決定及びその他諸規定の履行等について一切の責任を負うものとする。

(参加者の変更)

第12条 競技会当日に参加申込書に記載したチーム員に不参加者が生じて交代者を出場させようとするときは、チーム主将が書面により主催者の競技委員会に届け出て承認を受けるものとする。尚、欠員を補充出来ない場合でも、他の選手は競技に参加することができるが、その場合、欠場した選手のブライント料は返還しないものとする。

(競技者の遅刻)

第13条 競技者が競技開始の合図のあとに投球ができない状態の場合は、そのゲームは遅刻とする。
ただし、次のゲームより投球することができる。

(ゲーム開始後における競技者「補欠登録選手」の交代)

第14条 チーム戦において競技者が交代する場合、シリーズごととし、新たな交代は認めない。

(投球の順番)

第15条 チームにおける投球順番は、競技開始より終了まで変更することはできない。

怪我・疾病による交代があった場合は、その該当の順番に入るものとする。

ただし、怪我・疾病以外の理由による交代の場合は、あらかじめ交代選手を含めた投球順番を決めておき、各シリーズの投球者のうち、投球順番が若い選手から順に投球するものとする。

第3章 褒賞規定

(連盟褒賞)

第16条 連盟主催競技会において、次に掲げる優秀な成績に対して表彰をする。

種目 種別	個 人	2人チーム	3人チーム	4人チーム	5人チーム	6人チーム
ハイゲーム	290点以上	550点以上	750点以上	1000点以上	1250点以上	1500点以上
ハイシリーズ	750点以上	1400点以上	2000点以上	2600点以上	3200点以上	3800点以上

2 前項の点数は、ハンディキャップを含んだ点数とする。

(パーフェクト、800シリーズ、7-10スプリットメイド、ビッグ4スプリットメイドに対する表彰)

第17条 連盟主催競技会及び連盟公認競技会でのパーフェクトゲーム、800シリーズ、7-10スプリットメイド、ビッグ4スプリットメイドの達成者は随時表彰する。

(手続及び期間)

第18条 (第16条及び第17条) に規定する褒賞が発生したときは、競技会終了後、速やかに褒賞申請書を連盟に提出しなければならない。

(褒賞の適用)

第19条 褒賞を受ける資格のあるゲームは、連盟に申請、公認された競技会のみとし、連盟の諸規定に従い、厳正に実施されたものでなければならない。公認証の後出しは認めない。

2 年度は、1月1日より12月31日までに行われたゲームとする。

3 3ゲームシリーズ賞の決定は、3ゲーム以上をもって競技する競技会においては、3ゲームを単位として資格を有するものとする。

4 競技の実施について、疑わしき場合は連盟が審査することができる。

(褒賞の費用負担)

第20条 連盟主催競技会及び連盟公認競技会におけるパーフェクト賞及び800シリーズ賞の費用は、連盟が負担する。

(褒賞の授与方法)

第21条 競技における褒賞は、スポーツ的名誉を表彰することを目的とするため、賞状、トロフィー、カップ、メダル、ワッペンなどを用いることを原則とし、副賞のある場合も品位のあるものとする。

- 2 競技会において褒賞をする場合には、その規定を連盟に提出して承認を受けるとともにその実施後には、受賞者の氏名を報告しなければならない。
- 3 連盟は必要に応じ、受賞の適否を検査する。
- 4 スポーツ奨励のため、競技会に賞の寄贈を受ける場合には、本規定の適用外とすることができる。

(アベレージ特別褒賞)

第22条 連盟主催競技会<別記（第52条関係）>において、優秀な成績を収めた選手に対して、連盟は名声と名誉の称号に値する特別褒賞（ワッペン）を贈呈する。

- 2 前項に規定する対象は、予選、決勝を問わず、男子54ゲーム以上 女子45ゲーム以上の投球が記録された者とする。
- 3 195点以上のアベレージ（ABB連盟ハンディを含む）を記録した者に「黒ワッペン」を贈呈する。
- 4 「黒ワッペン」保持者で210点以上のアベレージ（ABB連盟ハンディを含む）を記録した者に「紫ワッペン」を贈呈する。
- 5 「紫ワッペン」保持者で220点以上のアベレージ（ABB連盟ハンディを含む）を記録した者に「赤ワッペン」を贈呈する。

第4章 連盟主催競技会の諸規定

(共通規定)

第23条 連盟主催競技会のうち、選手権大会に共通する規定として、第2章に定めるもの他に次のとおりとする。

(参加資格)

第24条 出場資格者は、当年度の連盟登録選手に限る。

(交代選手)

第25条 種目別の交代選手は、次のとおり定める。ただし、個人戦における選手の交代は認めない。

- (1) 2人チーム戦 1人
- (2) 3人チーム戦 1人
- (3) 4人チーム戦 1人
- (4) 5人チーム戦 2人
- (5) 6人チーム戦 2人

(ハンディキャップ)

第26条 ハンディキャップは、ABB連盟ハンディを採用する。

(練習投球)

第27条 競技前の練習投球時間は、ボックス内の最大人数に1分30秒を乗じて求めた時間を原則とする。

- 2 マシントラブル等でボックスを移動した場合、各レーン2投の練習投球ができる。

(最優秀選手賞)

第28条 各大会における最優秀選手賞は、優勝チームの最高得点者（ハンディキャップを含む）に与える。（決勝0スタートの競技会においては決勝戦の得点を対象にする）

(同順位、同スコアにおける裁定)

第29条 同順位、同スコアにおける裁定は第9条によるもの他に次のとおりとする。

- (1) 連盟主催競技会においては、ハイゲーム賞及びハイシリーズ賞が同点の場合は、該当者全員を表彰する。
- (2) 同順位、同スコアにおける裁定方法は、必要に応じて大会要項にあらかじめ規定することができる。

(抗議期間の設定)

第30条 競技会の成績に対する抗議について、次のとおりとする。

- (1) 主催者は成績発表後に1分間の抗議申出期間（アピールタイム）を設け、競技者はその期間内に異議を申し出なければならない。
- (2) その期間に申し出がなかったときは、発表した結果は認められたものとして取り扱うものとする。

(ブラインド)

第31条 選手がゲーム途中でブラインドしたゲームの得点は0点とし、ゲーム数に加算しないものとする。

(競技中の飲酒に対する制裁)

第32条 競技中及びシフト間に飲酒をした者は、事実が判明した時点で失格とし、該当大会の競技記録は全て抹消する

(連盟ワッペンの着用)

第33条 競技者は、ユニフォームの左胸に連盟ワッペンをつけなければならない。なお、刺繡またはプリントにより付着加工することを認める。

(ユニフォーム)

第34条 競技者は、法人指定のユニフォームを着用し、チーム戦においては全員が同一デザインのユニフォームの着用を原則とする。ただし、同一デザインで男女の違いによる色使いの相違のものは、同一ユニフォームとみなす。

- 2 ユニフォームの背中には、法人名（法人指定のロゴマークを含む）を明確に表示しなければならない。

第5章 競技定義

(適正に倒されたピンの裁定)

第35条 有効な投球後に、競技者の得点やデッドウッドになったり、次の投球前に取り除かれたりするピンは以下を含む。

- (1) ボールや別のピンによってピンが倒れたり、ピンデッキから外れたりした場合。
- (2) サイドパーティションやリアクッションからのピンの跳ね返りにより、ピンが倒れたり、ピンデッキから外れたりした場合。
- (3) ピンデッキ上で停止しているスイープバーがピンデッキからデッドウッドを掃き出す前、マシンがタッチする前に。ピンの跳ね返りにより、ピンが倒れたり、ピンデッキから外れたりした場合。
- (4) ピンが傾いてキックバックやサイドパーティションに接触している場合。

(不正に倒されたピンの裁定)

第36条 次のいずれかが発生した場合、それによって倒れたピンは無効である。

- (1) 一度ガターに入ったボールによってピンが倒れた場合。
- (2) リアクッションからボールが跳ね返ってピンを倒した場合。

- (3) 機械式ピンセッターがピンに触れて倒した場合。
- (4) デッドウッドを取り除くときにピンに触れて倒した場合。
- (5) 競技者がファールをした場合。
- (6) レーン上またはガターにデッドウッドがある状態で投球が行われ、ボールがレーンから離れる前にそのデッドウッドに接触した場合。

(デッドボール)

第37条 以下のいずれかが発生した場合、デッドボールと宣告される。

- (1) 投球後（および同じレーンでの次の投球の前）に、1本以上のピンが欠落しているという事実を直ちに指摘し認められた場合。
- (2) 競技者が誤ったレーン、または誤った順番で投球を行った。 または、1対のレーンで投げる各チームの競技者がそれぞれ誤ったレーンで投球を行った場合。
- (3) ボールの投球中および投球が完了する前に、競技者が他の競技者、観客、動く物、またはピンセッターによって物理的に妨害された場合。 競技者は倒れたピンを受け入れるか、デッドボールの宣言を要求するかのどちらかを選択できる。
- (4) 競技者がボールを投球する際、ボールがピンに到達する前に、ピンが移動または倒された場合。
- (5) 投球したボールが異物に接触した場合。

(デッドボールの宣告)

第38条 デッドボールが宣告された場合、投球は無効となる。 デッドボールが発生したときに立っていたピンは再配置され競技者は再投球することができる。

(誤ったレーンの投球及びボールの誤使用)

第39条 デッドボールが宣告される場合

- (1) 競技者が誤ったレーンで投球した場合、デッドボールが宣告され、競技者は正しいレーンでの再投球を要求される。
- (2) 選手が本人のボール検定書に記載されている以外のボールを誤って投球した場合、ピンを再配置して再投球するものとする。

(ファール)

第40条 フアールとは、投球中ボールが手から離れ投球後に、競技者の体の一部がファールライン上に侵入またはファールラインを超えて、レーン、設備、または建物の一部に触れたときに発生する。

(1) フアールの適用期間

フアールは投球後、同じ競技者または別の競技者がアプローチ上で次の投球を行うための姿勢を取るまでの間で適用する。

(2) 故意のフアール

競技者がフアールの宣言によって利するために故意にフアールをした場合、その競技者はその投球に対しては0点とみなされ、そのフレーム内でのさらなる投球は認められないものとする。

(3) フアールの記録

フアールと決定された場合には、投球自体は有効であるが、その投球により倒されたピンの点数は記録されない。 フアールをした競技者がそのフレームの第2投または第3投を行う権利がある場合、フアールが発生したときにボールによって倒されたピンは再配置されなければならない。

(4) フアールの宣告への抗議

- ・ フアールが宣告された場合、以下の場合を除き、抗議は認められない。
- ・ 自動装置が正常に作動していないことが判明した場合。

自動式のフアール判定器の誤作動によりフアールとなった場合、その場を離脱しないで、投球したままの位置で競技委員にアピールする。

- ・ 競技者がフアールをしなかったという証拠が多数存在する場合。

(利き手)

第41条 競技者が最初の投球を行った後、負傷により同じ利き手で投球を続けることが不可能であると判断しない限り、大会中その手を使い続けるものとする。

右利きの選手が1投目右で投球し、2投目を左で投球することは認めない。

競技者は負傷等により利き手と反対の手で競技を続行するために競技委員会の承認を求めることができる。競技委員会が認めた場合は（反対の手）の投球が出来るものとする。

（アプローチの状態変更の禁止）

第42条 アプローチのいずれの部分にも、他の競技者の平常な状態を損なう異物を塗布することは禁止とする。

アプローチパウダー、シュースライド、ベビーパウダー、軽石粉、ロージンなどを含む。ボウリングシューズ専用パーツ以外の使用は全面禁止とする。

第6章 ボールの規格

（素材）

第43条 金属やボウリングボール製造時に使用される原材料と類似の物質以外のいかなる物質の使用を禁止する。同様に、ボールの重量やバランスが規格から外れる加工は一切禁止する。

- 2 ボールトラックエリア内に亀裂がある場合、そのボールは使用できない。亀裂とはボールの表面に現れる、長さ3インチ以上、または幅 $1/8$ インチ以上のものを亀裂として定義する。
- 3 ボールの表面にはくぼみや溝があつてはならない。ただし、ボールのグリップのために使用する指穴やくぼみ、識別用の文字や数字、磨耗による偶発的な欠損や傷を除く。
- 4 ボールの表面摩擦を、研磨等で変化させる場合は、そのボールの表面全体を研磨しなければならない。

（表面加工）

第44条 手によるボール表面加工はシフト間（その競技者がシフトを終了してから、次のシフトまでの間）に、ボックス以外のエリアでの条件で許可される。ボールの表面を、研磨等で変化させる場合は、そのボールの表面全体を研磨しなければならない。

- 2 ボールの表面加工は、上記以外に、公式練習中、競技直前の練習ボール中、および、シフト間に指定されたエリア内でのみ許可される。
- 3 競技中にボールの表面加工をすることは認められない。競技中に表面加工をおこなった場合、そのシリーズのゲーム点数は0点とする。
- 4 クリーナーは、ボールの硬度に影響を与えず、競技前にボールから完全に拭い取るという条件で使用できる。但し競技中は認められない。
- 5 ボールクリーナーは規格内の物を使用し、表面を必ずきれいに拭き取らなければならない。

（重量）

第45条 ボールの重量は16ポンド以下であるとする。重量の最小値はない。

（硬度）

第46条 ボウリングボールの表面硬度は室温20~25度でデュロメーターD 7 2以上であるとする。

ボールの製造後は、そのボールの表面硬度を変えるための薬品、クリーナー溶剤等の使用を禁止する。

（器具）

第47条 ボールの中に可動装置を入れてはならない。フィンガーのスパンを変える器具や、フィンガーホール及びサムホールの大きさを変える器具は挿入しても構わない。ただし、器具は投球中は固定され外れないものであるとする。

- 2 取り外せる器具は以下の条件下で使用が許される。
 - ・器具がグリップ用のホールのスパン・ピッチ・サイズを変えるために使用されること。
 - ・非金属製の材料できていること。

- ・投球中固定されていること。
- ・いかなる器具もボールの静的バランスを調整する目的で使用してはならない。
- ・器具の下に隙間ができないこと。
- ・密度は1立方センチメートルあたり1.5グラム以下であること。

(ドリル規格)

第48条 以下の制限によってボールのホールのドリリングが規制される。

指穴として使用するボールや窪みは5つ以下とし、フィンガー1本に対し1つ、サムホール1つに限る。競技者は、投球の際、各指穴が同時にグリッピングのために使用できること。投球中にグリッピングのために使用していない指穴があつてはならない。投球時にボールを握る目的で使用しない指穴は、バランスホールとみなし、バランスホールは禁止する。

- 2 フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許され、直径1/4インチを超えないものとする。
- 3 バランスホール及び規格外ボールの使用が判明した時、そのシリーズのゲーム点数は0点とする。

(バランス)

第49条 競技会で使用されるボールのバランスは以下の許容が認められる。

(1) 10ポンドを超える重量

- ・ボールの上半分と下半分(トップ/ボトムウェイト)の差が3オンス以内とする。
- ・フィンガーホールの(左右)(前後)の差が3オンス以内とする。
- ・指穴や窪みを開けずに使用されるボールはボールのどの半球の間にも3オンス以上の差があつてはならない。

(2) 10ポンドから8ポンド

- ・ボールの上半分と下半分(トップ/ボトムウェイト)の差が2オンス以内とする。
- ・フィンガーホールの(左右)(前後)の差が3/4オンス以内とする。
- ・サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間の中心を基準に、(上下)(左右)(前後)の差が3/4オンス以内とする。
- ・フィンガーホールもくぼみも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に(上下)(左右)(前後)の差が3/4オンス以内とする。
- ・指穴もくぼみも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間も3/4オンス以内とする。

(3) 8ポンドより軽いボール

- ・ボールの上半分と下半分(トップ/ボトムウェイト)の差が3/4オンス以内とする。
- ・フィンガーホールの(左右)(前後)の差が3/4オンス以内とする。
- ・サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間及び指穴の中心を基準に、(上下)(左右)(前後)の差が3/4オンス以内とする。
- ・フィンガーホールもくぼみも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に(上下)(左右)(前後)の差が3/4オンス以内とする。
- ・指穴もくぼみも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間も3/4オンス以内とする。

(4) サムレスのバランスの測り方は、フィンガーのブリッジ(中指と薬指の間)をセンター(中心)とし、重さを測る場合はフィンガーブリッジのセンターで行う。

サイドバランス、前後バランス、トップウェイトも従来の測り方で行う。

両手投げサムレス、フィンガーホールが無い場合、ボールに必ず十字マーク(+マークの線の長さは1cm以上2cm以内)を利き手の掌で隠れる様に刻印する。

(連盟主催大会における規定)

第50条 連盟主催競技会を毎回同一の方法によって行うため、共通規定の他に、大会ごとに別記により規定する。

第7章 付 則

(改廃)

第51条 この規定は、競技委員会で改廃を策定し、理事会において出席理事の3分の2以上の賛成で改廃することができる。

(実施期日)

第52条 この規定は、昭和49年5月12日より実施する。

2 第37条の規定は、周知期間を考慮して平成22年1月1日より実施する。

昭和56年 3月22日 一部改正

昭和62年 3月 8日 一部改正

平成 4年 3月22日 一部改正

平成10年 3月 7日 一部改正

平成11年 7月 4日 一部改正

平成16年10月10日 一部改正

平成18年 3月11日 一部改正

平成19年 3月10日 一部改正

平成19年10月28日 一部改正

平成21年 3月14日 一部改正

平成21年10月24日 全部改正

平成22年10月16日 一部改正 (第16条修正・第40条追加・第41条～第43条修正)

一部改正 (第41条3～ブロック編成変更)

平成23年 7月 2日 一部改正 (第16条修正・第20条2項削除)

平成25年 3月 9日 一部改正 (第10条3～文言の修正)

一部改正 (第13条～文言の修正)

平成27年 3月 7日 一部改正 (第12条～文言の追加)

一部改正 (第14条&第15条～条文入替・文言の修正)

一部改正 (第41条～大会順序変更・文言の修正)

2019年 3月 3日 一部改正 (第8条(3)個人戦代替者条件変更・文書変更)

一部改正 (第8条(4)代替チーム条件変更・文書変更)

一部改正 (第29条 練習時間の変更・文書変更)

一部改正 (別記41条 個人選手権大会の決勝進出者数と表彰者数の変更)

2022年 2月25日 一部改正 (第24条2～5 対象ゲーム数変更、紫ワッペン、赤ワッペンに関する規定を追加)

2025年 5月 1日 一部改正

【改正の趣旨と主な改正点】

1. JBOルールを採用

従来のNBR（日本ボウリングルール）に代わるボウリング日本国内統一ルールである「日本ボウリング機構ボウリングルール（通称：JBOルール）」が2024年9月25日に制定・施行されたことに伴い、ABBもJBOルールを採用することを明記した。

・第2条：NBRをJBOルールに変更

・別記（第50条関係）の各大会において、JBOルールを採用することを明記

2. ルールと手続きを明確化

- 大会参加資格、大会公認、褒賞申請などのルールと手続きを明確化した。
- ・第3条：「前日までに登録済み（会員証・ボール検定書の所持）」を追加
 - ・第8条：「締め切り後1ヶ月以内は参加費の半額、以降は全額を連盟に納付しなければならない」に改定
 - ・第9条：決勝0スタート時などの、同ピンの場合の順位の決定方法（3、4、5項）を追記
 - ・第14条：「補欠登録選手」「新たな交代は認めない」を追加
 - ・第16条：6人チーム戦のに関する基準を追加
 - ・第17条：（新記録賞）を削除 第19条が第17条
 - ・第18条：（連盟年間表彰）を削除 第20条が第18条
 - ・第18条：「競技会終了後、速やかに褒賞申請書を連盟に提出しなければならない」に変更。
 - ・第19条：「但し公認証の後出しが認めない」を追加

3. 競技やボールなどに関する規定を追加

これまで競技規定には、ピン、アプローチ、ボールなどについて記載していなかったため、別途NBRを確認する必要があった。会員の利便性を図るために、これらについても競技規定に記載することにした。

- ・第5章 競技定義 を新設し、以下の内容を記載
 - (適正に倒されたピンの裁定) 第35条
 - (不正に倒されたピンの裁定) 第36条
 - (デッドボール) 第37条
 - (デッドボールの宣告) 第38条
 - (誤ったレーンの投球及びボールの誤使用) 第39条
 - (ファール) 第40条
 - (利き手) 第41条
 - (アプローチの状態変更の禁止) 第42条
- ・第6章 ボールの規格 を新設し、以下の内容を記載
 - (素材) 第43条、(表面加工) 第44条、(重量) 第45条、(硬度) 第46条、
 - (器具) 第47条、(ドリル規格) 第48条、(バランス) 第49条

4. 改廃に関する手続きを変更

従来は改廃についてはすべて総会の決議に依る必要があったが、競技内容に関する検討・決定は業務の執行にかかる事項であるので、状況やニーズの変化に機動的に対応できるよう、理事会で改廃ができるようにした。

- ・第51条：「競技委員会で改廃を策定し、理事会において出席理事の3分の2以上の賛成で改廃ができる」に変更

5. 各大会に関する事項の変更：別記（第50条関係）

5-1. 選抜選手権大会関係

2017年から試行運用して来た選抜選手権大会フォーマットが定着したことから、これを記載した。

出場資格に関し、白ワッペン保有者に関する規定を削除し、新たに赤ワッペン、青ワッ

ペン、黒ワッペンの優先順位を定めた。

アベレージ特別褒賞獲得などを目的に故意に途中棄権することを防止するため、予選9ゲームを完投した場合のみ公認ゲームとして記録することとした。

5-2.全国大会3大会のフォーマット変更

より多くの会員が参加できるよう以下の3大会のフォーマットを変更した。

- ・支部対抗選手権：5人チーム戦→6人チーム戦
- ・3人チーム選手権→4人チーム選手権
- ・実業団選手権：4人チーム戦→5人チーム戦へ

併せて、上記3大会の決勝進出チーム数を20チームから30チームに変更した。

5-3.決勝進出チーム（選手）の選出方法

コロナ対策として実施した各シフトから決勝進出する方法が定着したことから、各大会において「シフトごとに決勝進出チーム（選手）を選出することを可とする」ことを明記した。

5-4.順位の決定方法

コロナ対策として実施した「決勝0スタート」が定着したことから、各大会において、
(a)予選より通算してのトータルピンにより順位を決定する方法と
(b)決勝戦のトータルピンにより順位を決定する。（予選スコア持ち込みなし）方法の、いずれかを選択できることを明記した。

6. その他

- ・第5条：「ブロック連絡協議会」を追加
- ・第10条、第26条：「ABB Fハンディ」を「ABB F連盟ハンディ」に変更
- ・第16条：「スプリッドメイド」は17条へ
- ・第16条：3項を削除
- ・第17条：「達成者には、隨時表彰する」に変更
- ・第27条：マントラブルによるレーン移動時の練習投球について追記
- ・第33条：記録用紙を用いないことが定着したため、削除
- ・条項の変更

第19条→第17条、第20条→第18条、第21条→第19条、第22条→第20条、第23条→第21条、第24条→第22条、第25条→第23条、第26条→第24条、第27条→第25条、第28条→第26条、第29条→第27条、

第30条→28条、第31条→第29条、第32条→第30条、第33条→第31条、第34条→第31条、第35条→第37条（1）、第36条→第39条（2）、第37条→第32条、第38条→第33条、39条→34条、第41条→第50条、第42条→第51条、第43条→第52条

- ・別記（第41条関係）から別記（第50条関係）に変更
- ・各大会を西暦（20〇〇年）に変更

別記（第50条関係）

1 『寺尾杯争奪第〇〇回（2000年）全国実業団支部対抗選手権大会』

- 1) 競技種目 6人チーム戦（支部単位・男女混合可）
- 2) 出場資格
 - イ) 本年度連盟登録法人会員に限る。
 - ロ) 前年度優勝支部1チームを招待＜参加費・宿泊費（2泊）＞する。
 - 3) 競技内容 予選は第1回戦から第3回戦を1人3ゲームずつ投球し、チーム合計54ゲームのトータルピン上位30チームを決勝戦へ選出する。
但しシフトごとに決勝進出チームを選出することも可とする。
決勝戦は1人3ゲームずつ投球し、次の(a)(b)いずれかの方法で順位を決定する
 - (a) 予選より通算して1人12ゲーム、チーム合計72ゲームのトータルピンにより順位を決定する。
 - (b) 決勝戦の1人3ゲーム、チーム合計18ゲームのトータルピンにより順位を決定する。（予選スコア持ち込みなし）
 - 4) 競技規定 JBOルールを採用する。（連盟競技規定で定めているものについては、それを優先する）また、ハンディキャップは連盟競技規定第28条を採用する。
 - 5) 表彰
優勝～第8位、ハイゲーム賞及びハイシリーズ賞（予選のみ対象）
最優秀選手賞、決勝出場賞、参加賞
 - 6) その他
 - ・本規定の決勝出場チーム数を変更する場合は、連盟と主管支部で協議し、最終決定することができる。
 - ・入賞者に全国実業団選抜選手権大会への出場権を与える。

2 『第〇〇回（2000年）全国実業団〇〇〇ブロック選手権大会』

- 1) 競技種目 3人チーム戦（法人単位・男女混合可）
- 2) 出場資格
 - イ) 本年度連盟登録法人会員に限る。
 - ロ) 2法人1チームでのマイクチームを認める。
 - 3) 競技内容 予選は第1回戦から第3回戦を1人3ゲームずつ投球し、チーム合計27ゲームのトータルピン上位チームより、参加チーム数に応じて決勝進出チームを選出する。
但しセンターのレーン数によってはその限りではない。
また、シフトごとに決勝進出チームを選出することも可とする。

【決勝戦進出チーム数】

参加チーム数	決勝進出チーム数
29チーム以下	12チーム
30チーム以上39チーム以下	14チーム
40チーム以上49チーム以下	16チーム
50チーム以上59チーム以下	18チーム
60チーム以上	20チーム

決勝戦は1人3ゲームずつ投球し、次の(a)(b)いずれかの方法で順位を決定する

- (a) 予選より通算して1人12ゲーム、チーム合計36ゲームのトータルピンにより順位を決定する。
- (b) 決勝戦の1人3ゲーム、チーム合計9ゲームのトータルピンにより順位を決定する。（予選スコア持ち込みなし）

- 4) 競技規定 JBOルールを採用する。（連盟競技規定で定めているものについては、それを優先する）また、ハンディキャップは連盟競技規定第28条を採用する。

- 5) 表彰 優勝～第6位（50チーム以上参加のときは第8位まで表彰）
 ハイゲーム賞及びハイシリーズ賞（予選のみ対象）
 最優秀選手賞、決勝出場賞、参加賞
- 6) その他
- ・本規定の決勝出場チーム数を変更する場合は、連盟と主管支部で協議し、最終決定することができる。
 - ・入賞者に全国実業団選抜選手権大会への出場権を与える。
 - ・優勝チームを次年度のブロック選手権大会に招待（参加費）する。ただし、優勝メンバーの2名以上の参加申込をもって招待の対象とする。マイクチームは対象外とし、繰り上げによる招待は行わない。
 - ・各ブロックとも、4月または5月の開催を原則とする。ブロックの区分については、その時の実情により理事会で検討し総会に諮り変更することができる。
- 7) ブロック ブロックの区分は次のとおりとする。
- A 北海道～ 北海道
 B 東北～ 青森・秋田・岩手・宮城・山形・福島
 C 北関東～ 栃木・群馬・埼玉
 D 東関東～ 茨城・千葉
 E 南関東～ 東京・神奈川
 F 北信越～ 長野・富山・福井・石川・新潟
 G 東海～ 愛知・岐阜・三重・静岡・山梨
 H 関西～ 大阪・奈良・滋賀・和歌山・京都・兵庫
 I 九州・中国～ 福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・広島・鳥取・岡山・島根・山口・沖縄
 J 四国～ 香川・徳島・愛媛・高知

3 『第〇〇回（20〇〇年）東・中・西日本選手権大会』

- 1) 競技種目 2人チーム戦（法人単位・男女混合も可）
 2) 出場資格 イ) 本年度連盟登録法人会員に限る。
 ロ) 前年度優勝チームを招待＜参加費・宿泊費（2泊）＞する。ただし、優勝メンバーの参加申込をもって招待の対象とする。
 3) 競技内容 予選は第1回戦から第3回戦を1人3ゲームずつ投球し、チーム合計18ゲームのトータルピン上位チームより、参加チーム数に応じて決勝進出チームを選出する。
 但しセンターのレーン数によってはその限りではない。
 また、シフトごとに決勝進出チームを選出することも可とする。

【決勝戦進出チーム数】

参加チーム数	決勝進出チーム数
60チーム以下	16チーム
61チーム以上99チーム以下	18チーム
100チーム以上	20チーム

決勝戦は、さらに1人3ゲームずつ投球し、次の(a)(b)いずれかの方法で順位を決定する

- (a) 予選より通算して1人12ゲーム、チーム合計24ゲームのトータルピンにより順位を決定する。
 (b) 決勝戦の1人3ゲーム、チーム合計6ゲームのトータルピンにより順位を決定する。（予選スコア持ち込みなし）

- 4) 競技規定 JBOルールを採用する。（連盟競技規定で定めているものについては、それを優先する）また、ハンディキャップは連盟競技規定第28条を採用する。

- 5) 表彰 優勝～第6位（参加チームが61チーム以上のときは第8位まで表彰）
 　ハイゲーム賞及びハイシリーズ賞（予選のみ対象）
 　最優秀選手賞、決勝出場賞、参加賞
- 6) その他 • 本規定の決勝戦チーム数を変更する場合は、連盟と主管支部で協議し、最終決定することができる。
 　• 入賞者に全国実業団選抜選手権大会への出場権を与える。
- 7) 地域区分 東・中・西日本の区分は次のとおりとする。また、区分については、その時の実情により理事会で検討し総会に諮り変更することができる。
- A 東日本～ 北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川
- B 中日本～ 新潟・富山・石川・長野・福井・山梨・静岡・愛知・三重・岐阜
- C 西日本～ 京都・大阪・奈良・兵庫・滋賀・和歌山・岡山・広島・山口・鳥取・島根・香川・徳島・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

4 『第〇〇回（20〇〇年）全国実業団4人チーム選手権大会』

- 1) 競技種目 4人チーム戦（法人単位・男女混合可）
- 2) 出場資格 イ) 本年度連盟登録法人会員に限る。
 　ロ) 前年度優勝チームを招待＜参加費・宿泊費（2泊）＞する。ただし、優勝メンバーの3名以上の参加申込をもって招待の対象とする。
- 3) 競技内容 予選は第1回戦から第3回戦を1人3ゲームずつ投球し、チーム合計36ゲームのトータルピン上位30チームを決勝戦へ選出する。
 　但しシフトごとに決勝進出チームを選出することも可とする。
 　決勝戦は1人3ゲームずつ投球し、次の(a)(b)いずれかの方法で順位を決定する
 　(a) 予選より通算して1人12ゲーム、チーム合計48ゲームのトータルピンにより順位を決定する。
 　(b) 決勝戦の1人3ゲーム、チーム合計12ゲームのトータルピンにより順位を決定する。（予選スコア持ち込みなし）
- 4) 競技規定 JBOルールを採用する。（連盟競技規定で定めているものについては、それを優先する）また、ハンディキャップは連盟競技規定第28条を採用する。
- 5) 表彰 優勝～第8位ハイゲーム賞及びハイシリーズ賞（予選のみ対象）
 　最優秀選手賞、決勝出場賞、参加賞
- 6) その他 • 本規定の決勝出場チーム数を変更する場合は連盟と主管支部で協議し、最終決定することができる。
 　• 入賞者に全国実業団選抜選手権大会への出場権を与える。

5 『第〇〇回（20〇〇年）全国実業団北海道選手権大会』

- 1) 競技種目 2人チーム戦（法人単位・男女混合可）
- 2) 出場資格 本年度連盟登録法人会員に限る。
- 3) 競技内容 予選は第1回戦から第3回戦を1人3ゲームずつ投球し、チーム合計18ゲームのトータルピン上位チームより、参加チーム数に応じて決勝進出チームを選出する。
 　但しセンターのレーン数によってはその限りではない。
 　また、シフトごとに決勝進出チームを選出することも可とする。
- 【決勝戦進出チーム数】

参加チーム数	決勝進出チーム数
60チーム以下	16チーム
61チーム以上99チーム以下	18チーム
100チーム以上	20チーム

決勝戦は、さらに1人3ゲームずつ投球し、次の(a) (b)いずれかの方法で順位を決定する

- (a)予選より通算して1人12ゲーム、チーム合計24ゲームのトータルピンにより順位を決定する。
- (b)決勝戦の1人3ゲーム、チーム合計6ゲームのトータルピンにより順位を決定する。(予選スコア持ち込みなし)

- 4) 競技規定 JBOルールを採用する。(連盟競技規定で定めているものについては、それを優先する) また、ハンディキャップは連盟競技規定第28条を採用する。
- 5) 表彰 優勝～第6位(参加チームが61チーム以上のときは第8位まで表彰)
ハイゲーム賞及びハイシリーズ賞(予選のみ対象)
最優秀選手賞、決勝出場賞、参加賞
- 6) その他
- ・本規定の決勝出場チーム数を変更する場合は連盟と主管支部で協議し、最終決定することができる。
 - ・入賞者に全国実業団選抜選手権大会への出場権を与える。

6 『第〇〇回(20〇〇年)全国実業団四国選手権大会』

- 1) 競技種目 2人チーム戦(法人単位・男女混合可)
- 2) 出場資格 本年度連盟登録法人会員に限る。
- 3) 競技内容 予選は第1回戦から第3回戦を1人3ゲームずつ投球し、チーム合計18ゲームのトータルピン上位チームより、参加チーム数に応じて決勝進出チームを選出する。但しセンターのレーン数によってはその限りではない。
また、シフトごとに決勝進出チームを選出することも可とする。

【決勝戦進出チーム数】

参加チーム数	決勝進出チーム数
60チーム以下	16チーム
61チーム以上99チーム以下	18チーム
100チーム以上	20チーム

決勝戦は、さらに1人3ゲームずつ投球し、次の(a) (b)いずれかの方法で順位を決定する

- (a)予選より通算して1人12ゲーム、チーム合計24ゲームのトータルピンにより順位を決定する。
- (b)決勝戦の1人3ゲーム、チーム合計6ゲームのトータルピンにより順位を決定する。(予選スコア持ち込みなし)

- 4) 競技規定 JBOルールを採用する。(連盟競技規定で定めているものについては、それを優先する) また、ハンディキャップは連盟競技規定第28条を採用する。
- 5) 表彰 優勝～第6位(参加チームが61チーム以上のときは第8位まで表彰)
ハイゲーム賞及びハイシリーズ賞(予選のみ対象)
最優秀選手賞、決勝出場賞、参加賞
- 6) その他
- ・本規定の決勝出場チーム数を変更する場合は連盟と主管支部で協議し、最終決定

することができる。

- ・入賞者に全国実業団選抜選手権大会への出場権を与える。

7 『第〇〇回（20〇〇年）全国実業団個人選手権大会』

1) 競技種目 部門別個人戦

- イ) 一般男子の部（年度満49才以下）
- ロ) 男子シニアの部（年度満50才以上）
- ハ) 女子の部

2) 出場資格 イ) 本年度連盟登録法人会員に限る。

- ロ) 前年度の各部門優勝者を招待＜参加費・宿泊費（2泊）＞する。

3) 競技内容及び表彰

各部門とも、予選は第1回戦から第3回戦を1人3ゲーム投球し、合計9ゲームのトータルピン上位から、下表に応じて決勝進出者を選出する。

但しセンターのレーン数によってはその限りではない。

また、シフトごとに決勝進出者を選出することも可とする。

決勝戦は、さらに1人3ゲームずつ投球し、次の(a)(b)いずれかの方法で順位を決定する

(a) 予選より通算して12ゲームのトータルピンにより順位を決定する。

(b) 決勝戦の3ゲームのトータルピンにより順位を決定する。（予選スコア持ち込みなし）

【決勝戦進出者数・表彰数】

エントリー数	59名以下	60～99名	100～149名	150名以上
決勝戦進出者数	12名	16名	18名	20名
表彰	優勝～6位	優勝～6位	優勝～8位	優勝～8位

各部門 ハイゲーム賞及びハイシリーズ賞（予選のみ対象）

最優秀選手賞、決勝出場賞、参加賞

4) 競技規定 JBOルールを採用する。（連盟競技規定で定めているものについては、それを優先する）また、ハンディキャップは連盟競技規定第28条を採用する。

5) その他

- ・本規定の決勝出場者数を変更する場合は、連盟と主管支部で協議し、最終決定することができる。

- ・入賞者に全国実業団選抜選手権大会への出場権を与える。

8 『第〇〇回（20〇〇年）全国実業団選手権大会』

1) 競技種目 5人チーム戦（法人単位・男女混合可）

2) 出場資格 イ) 本年度連盟登録法人会員に限る。

- ロ) 前年度優勝チームを招待＜参加費・宿泊費（2泊）＞する。ただし、優勝メンバーの4名以上の参加申込をもって招待の対象とする。

3) 競技内容 予選は第1回戦～第3回戦を1人3ゲームずつ投球し、チーム合計45ゲームのトータルピン上位30チームを決勝戦へ選出する。

但しシフトごとに決勝進出チームを選出することも可とする。

決勝戦は1人3ゲームずつ投球し、次の(a)(b)いずれかの方法で順位を決定する

(a) 予選より通算して1人12ゲーム、チーム合計45ゲームのトータルピンにより順位を決定する。

(b) 決勝戦の1人3ゲーム、チーム合計15ゲームのトータルピンにより順位を決定

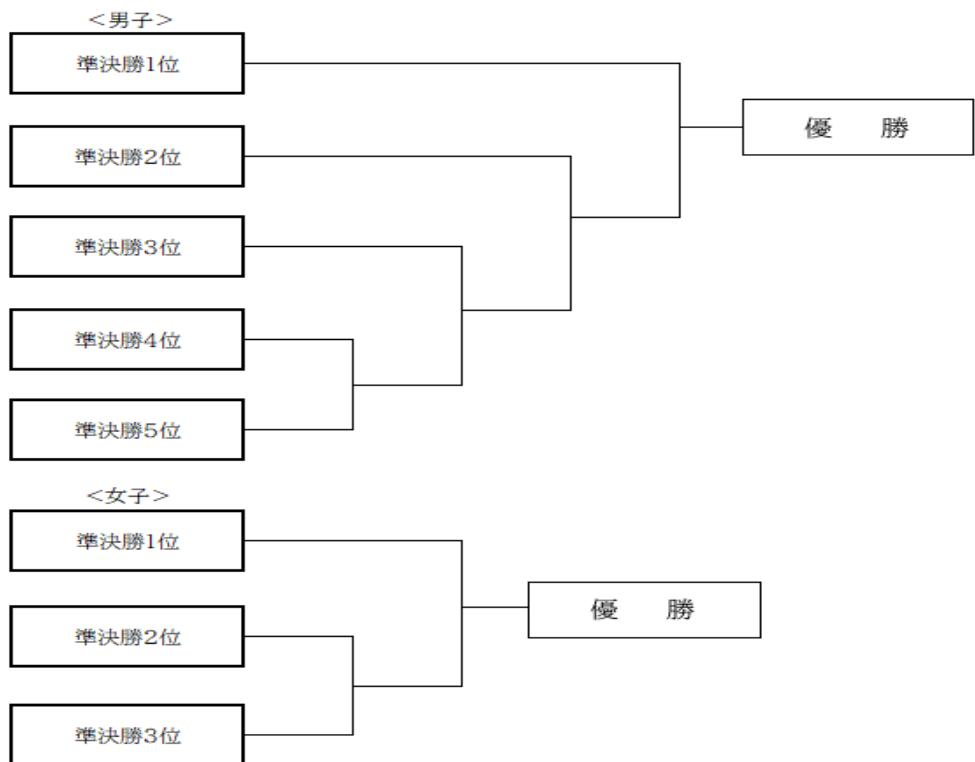
する。（予選スコア持ち込みなし）

- 4) 競技規定 JBOルールを採用する。（連盟競技規定で定めているものについては、それを優先する）また、ハンディキャップは連盟競技規定第28条を採用する。
- 5) 表彰 優勝～第8位ハイゲーム賞及びハイシリーズ賞（予選のみ対象）
最優秀選手賞、決勝出場賞、参加賞
- 6) その他 • 本規定の決勝出場チーム数を変更する場合は連盟と主管支部で協議し、最終決定することができる。
• 入賞者に全国実業団選抜選手権大会への出場権を与える。

9 『第〇〇回（20〇〇年）全国実業団選抜選手権大会』

- 1) 競技種目 個人戦（男女別）
- 2) 出場資格 イ) 歴代の優勝者。（第1優先）
ロ) 開催年度における連盟主催大会の入賞者。（第2優先）
ハ) 連盟競技規定第24条に規定する特別褒章（ワッペン）受賞者で、開催年度の連盟主催大会に男子は4大会（36ゲーム）以上、女子は3大会（27ゲーム）以上に出場した者。
※ワッペンの優先順位（赤=第3優先）（紫=第4優先）（黒=第5優先）
二) 前年度優勝者を招待＜参加費・宿泊費（2泊）＞する。
- 3) 競技内容 <予選>
第1回戦～第3回戦を1人3ゲームずつ投球し、合計9ゲームのトータルピンの上位、男子24名、女子12名を準決勝へ選出する。
但しセンターのレーン数によってはその限りではない。
また、シフトごとに準決勝進出者を選出することも可とする。
<準決勝>
1人3ゲーム投球し、3ゲームのトータルピンの上位、男子5名、女子3名を決勝ステップラダーへ選出する。（予選スコア持ち込みなし）
なお、決勝ステップラダー進出者以外の入賞者の順位は、準決勝のトータルピンにより決定する。
<決勝ステップラダー>
対戦ごとに1人1ゲームを投球し、得点の高い者が勝者となる勝ち抜き戦とする。
各対戦では、準決勝上位者が偶数レーンに入る。
同ピンの場合は、ワンショットプレオフで勝敗を決する。ワンショットプレオフの投球順およびレーン選択権は、準決勝成績上位者が有する。
- 4) 競技規定 JBOルールを採用する。（連盟競技規定で定めているものについては、それを優先する）また、ハンディキャップは連盟競技規定第28条を採用する。
予選9ゲームを完投した場合のみ、公認ゲームとして記録するものとする。
但し、急病・怪我等での競技の続行が不可能な場合その限りではない。
- 5) 表彰 優勝～第8位（男子） 優勝～第4位（女子）
ハイゲーム賞及びハイシリーズ賞（予選のみ対象）<男女別>
準決勝出場賞、参加賞
優勝者に、チャンピオンワッペン（青ワッペン）を贈呈し、全ての連盟主催大会での着用を認める。
- 6) その他 • 本規定の準決勝出場者数、決勝ステップラダー出場者数を変更する場合は連盟と主管支部で協議し、最終決定することができる。

全国実業団選抜選手権大会 決勝ステップラダー（1例）



全国実業団ボウリング連盟 競技委員規定

(目的)

第1条 この規定は、全国実業団ボウリング連盟規約第65条に基づき本連盟、各都道府県連合、支部が主催する公認の大会の運営並びに競技委員の公正を期すため、本規定の定めるところにより、競技委員制度を設ける。

(競技委員の認定)

第2条 競技委員の認定に関する事項は、競技委員会が管轄する。

第3条 競技委員認定のための手順は次のとおりとする。

<連盟指導員> J P B Aインストラクター等の外部資格を有し、ボウリングに対する見識が高い者で、競技委員会より上申し、理事会で承認し、理事長が任命する。連盟講師講習会の講師を職務とする。

<連盟講師>連盟競技会に精通した者で、競技委員会より上申し、理事会で承認し、理事長が任命する。各ブロックに最低1名は配置し、競技委員講習会・競技委員継続講習会の講師を職務とする。

<競技委員>連盟競技会の専門的知識とボール検査の技術を有した者で、競技委員会で承認し、理事会へ報告する。競技会の競技委員及びボール使用の承認を職務とする。

(競技委員講習会)

第4条 競技委員の認定は、競技委員会が理事会の承認を得て期日、場所等を定めて開催する講習会で行う。

第5条 講習会における認定は、競技規定等の知識およびボール検査の実技についてテストを行ない、その適否により決定する。

第6条 本連盟は、第5条により資格を付与されたものに対し競技委員認定証とボール検査印を交付する。

(競技委員の登録)

第7条 競技委員の認定を受けた者は、競技委員名簿に登録し、連盟事務局を通して、各支部代表者に通知することとする。

第8条 競技委員は、5年ごとを目途に競技委員継続講習会に参加し、知識等の修養に努めなければならない。

(競技委員の移籍)

第9条 競技委員が、所属支部を異動したときは、本連盟に届け出ることとする。

(競技委員資格の喪失)

第10条 競技委員が次の各号の何れかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 本連盟登録会員でなくなったとき。
2. 大会の競技委員委嘱を受けたにもかかわらず特別の事由なく、その任に当たらなかつたとき。
3. 競技委員として、業務遂行上不適格と認めたとき。

第11条 本規定は、本連盟理事会の承認を得て改正することができる。

第12条 本規定は平成21年3月14日よりこれを実施する。

(1) 平成21年10月24日一部改正

2025年5月1日時点の規約集です。

最新版は、連盟オフィシャルサイトでご確認下さい。

ABBF オフィシャルサイト ●諸規定

<https://abbf.sakura.ne.jp/regulations/>

